

京都市交通局管理規程 6-0 (京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 3 月 17 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 41 条第 1 項の表を次のように改める。

定期観光系統	旅客運賃の額
A コース	円 4, 700 (2, 650)
A S コース	3, 200 (1, 850)
A X コース	4, 400 (2, 250)
B コース	6, 170 (3, 330)
C コース	6, 300 (2, 920)
D コース	7, 000 (3, 350)
D S コース	8, 800 (5, 000)

DLコース	2,800 (1,240)
DXコース	6,500 (4,620)
GMコース	7,390 (3,450)
Hコース	7,800 (5,550)
Jコース	5,500 (2,630)
JSコース	7,500 (4,930)
KNコース	2,000 (760)
Nコース	7,500 (6,250)
NDコース	5,400 (4,310)
NLコース	3,300 (1,410)
NSコース	8,500 (6,800)

NXコース	6,900 (4,750)
Pコース	8,500 (5,610)
PSコース	7,300 (4,950)
Qコース	6,780 (3,090)
QSコース	8,800 (5,400)
QNコース	6,200 (3,900)
Rコース	5,800 (2,530)
RSコース	3,200 (1,200)
SLコース	3,600 (1,290)
Vコース	8,200 (5,200)
XDコース	2,500 (1,250)

X P コース	2, 8 0 0 (1, 4 0 0)
Z コース	7, 3 9 0 (3, 4 5 0)

備考 () 内は、小児の運賃である。

附 則

この改正規程は、平成18年3月18日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)